

当事務所の年内業務は12/27(水)まで、仕事始めは1/5(金)です。本年中のご愛顧に心から感謝いたします。コロナとインフルエンザに気を付けて来年が皆様にとって良いお年になりますように❤

「札資格の  
係より」

「公共工事を10  
月中旬に落札し  
4割の前払金を  
保証会社の保証で市から支払って貰  
う事になったが、11/1付で会社の  
代表者を変更する事に…。半月以内  
に会社の登記簿謄本  
や建設業許可の変更  
届を出す必要がある  
が間に合うだろうか?」との相談が  
A社からありました。事業承継等で  
代表者を変えると法務局での変更登  
記で1~2週間、許可の11条変更届  
で4~5日はかかります。  
11/3~5は祝日と土日で

代取変更 登記完了!  
2日後に 豆記元!

法務局は3連休。株主総会が11/1  
でしたので翌2日に議事録などの書  
類を法務局に提出しても、通常なら  
11/13(月)になるとの事。前払金の  
手続期限にはギリギリです。A社の  
場合、特例有限会社で会社法が施行  
される前の定款であ  
ったため、その再作  
成も必要に。また許  
可の関係でも経管任の要件確認が必  
須です。法務局には事情を話し実質  
翌日の11/6(月)に新しい謄本がと  
れるように!! A社には喜んで頂き、  
ワシトップの専門事務所として  
の役目が果たせました😊

“働き損”とは例えば従業  
員100人以下の中小企業  
で働くパート労働者が年収130万  
円以上になると夫の扶養からはずれ  
国民年金と国保の加入義務が生じ、  
元々国年の3号被保険者として保険  
料の自己負担がなく  
年金を受給できたの  
に負担だけが生じて  
しまう事を言います。いわゆる“年  
金の壁”で、働く時間の調整が必要  
に…。ところが実際は130万円以  
上の収入があるのに無いように偽っ  
て扶養に入っている事例が最近分か  
ってきました。その手口は①年金事

事業主押印 不要を悪用 健保・扶家 認定で虚  
偽の届?

務所への手続きで添付を求  
められる所得証明が事業主  
の確認(所得税の扶養控除の対象者  
であるとの)チェックだけでOKに  
なっている②3年前から手続き書  
類への事業主の押印が不要になつた  
…の2つを悪用した  
ものです。通常こう  
した事務手続きは事  
業主が担当者に任せているため事業  
主が知らない所で不正が行われやす  
いという背景があります。健保法58  
条による罰則規定  
もありますので事  
業主は要注意です。



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力を  
お願いします。当方に掛けられる場合は 0977-23-5463 (代表) へ。下記は  
当事務所の発信専用電話です。①070-5481-0659 ②070-5481-0988  
③070-5080-7611 その他の情報は、右のQRコード(当事務所のHP)で。



「社労業務  
係より」